

旗宿地内市有地活用事業公募型プロポーザル 仕様書

この仕様書は、下記の業務を実施するにあたり必要な事項等を定める。なお、仕様書の取扱い又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、環境保全課担当者の指示によるものとする。

1. 業務名称

旗宿地内市有地活用事業

2. 業務目的

本業務は、東日本大震災による原発事故で発生した除去土壤等の仮置場として使用した市有地を活用した地域振興に資する事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図るとともに自然環境と調和した旗宿地域の居住環境の向上及び地域づくりを推進することを目的とする。

3. 業務内容

本業務は、白河市旗宿字大久保192番地他2筆(39,700m²)の市有地を活用した直接的・間接的に旗宿地域の発展に資する事業を基本とし、市との役割分担等については提案者の企画提案等を踏まえ、別途協議する。

(1) 市有地を活用した地域振興に資する事業

(2) 年間賃借料の提案

年間賃借料 1,073,000円を最低貸付価格とし、提案者より価格を提案する。

4. 事業実施の条件

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 貸付期間は、提案された期間を基に契約予定者と協議により決定する。また、貸付期間満了後の再契約も可能とする。貸付期間が終了したときは、原則、原状回復して市に返還する。

(2) 対象物件の引渡し後、1年以内に企画提案書等に記載された事業を開始すること。

※ただし、止むを得ない事由があるものとして事前に市の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(3) 現状有姿で引き渡すことから、実施する事業内容に応じて必要となる一切の経費は、受託者の負担とする。

(4) 貸付料は、土地の引渡し日から発生するものとするが、受託者の申請により事業の着手日までは免除できるものとする。

5. その他

- (1) 業務を円滑に進めるため、常時、市の担当職員と緊密な連絡をとることができる体制を構築するとともに、市が求める場合は適宜打合せを行うなど、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこととする。
- (3) 本業務において、権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (7) 供給処設備（生活インフラ）の整備は受託者の負担により行うこと。
- (8) 事業実施に伴い必要となる関係法令の手続きは受託者の負担により行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。